

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 条 例

### ページ

- 北九州市中央卸売市場条例【産業経済局中央卸売市場】4
- 北九州市公設地方卸売市場条例【産業経済局中央卸売市場】2 8

### ◇ 規 則

- 北九州市中央卸売市場条例施行規則【産業経済局中央卸売市場】5 0
- 北九州市公設地方卸売市場条例施行規則【産業経済局中央卸売市場】6 6

### ◇ 告 示

- 北九州広域都市計画下水道の変更【上下水道局下水道部下水道計画課】8 0
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】8 1

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】8 2

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市中央卸売市場条例

卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市中央卸売市場に係る同法第4条第4項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、北九州市中央卸売市場条例の全部を改正することになりました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないことにしました。
- 2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、相対取引に限り卸売ができることにしました。
- 3 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売ができることにしました。
- 4 仲卸業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けて販売できることにしました。

この条例は、令和2年6月21日から施行することになりました。

### ◇北九州市公設地方卸売市場条例

卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市公設地方卸売市場に係る同法第13条第4項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、北九州市公設地方卸売市場条例の全部を改正することになりました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないことにしました。
- 2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、相対取引に限り卸売ができることにしました。
- 3 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売ができることにしました。
- 4 仲卸業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けて販売できることにしました。

この条例は、令和2年6月21日から施行することになりました。

#### ◇北九州市中央卸売市場条例施行規則

北九州市中央卸売市場条例の全部改正に伴い、改正後の同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、北九州市中央卸売市場条例施行規則の全部を改正することにしました。

この規則は、令和２年６月２１日から施行することにしました。

#### ◇北九州市公設地方卸売市場条例施行規則

北九州市公設地方卸売市場条例の全部改正に伴い、改正後の同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、北九州市公設地方卸売市場条例施行規則の全部を改正することにしました。

この規則は、令和２年６月２１日から施行することにしました。

北九州市中央卸売市場条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 5 号

北九州市中央卸売市場条例

北九州市中央卸売市場条例（昭和 4 6 年北九州市条例第 6 8 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 1 0 条－第 2 0 条）

第 2 節 仲卸業者（第 2 1 条－第 2 8 条）

第 3 節 売買参加者（第 2 9 条－第 3 1 条）

第 4 節 関連事業者（第 3 2 条－第 3 6 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 3 7 条－第 5 9 条）

第 4 章 生鮮食料品等の品質管理（第 6 0 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 6 1 条－第 6 8 条）

第 6 章 監督（第 6 9 条－第 7 2 条）

第 7 章 雑則（第 7 3 条－第 7 8 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、北九州市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。）第 4 条第 4 項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等（法第 2 条第 1 項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 卸売業者 第 1 0 条第 1 項の市長の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け

、又は買い受けて、市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行う者をいう。

（２） 仲卸業者 第２１条第１項の市長の許可を受けて、市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行う者をいう。

（３） 売買参加者 第２９条第１項の市長の承認を受けて、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

（４） 買受人 仲卸業者、売買参加者その他卸売業者から卸売を受ける者をいう。

（５） 買出人 市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。

（６） 取引参加者 出荷者、卸売業者、買受人及び買出人をいう。

（７） 関連事業者 第３２条第１項の市長の許可を受けて、市場の機能の充実を図り、又は取引参加者その他の市場の利用者に便益を提供するため、規則で定める業務（以下「関連業務」という。）を行う者をいう。

（市場の設置）

第３条 野菜、果実及びこれらの加工品の卸売を行うため、市場を次のとおり設置する。

| 名称         | 位置                |
|------------|-------------------|
| 北九州市中央卸売市場 | 北九州市小倉北区西港町９４番地の９ |

（取扱品目等）

第４条 市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、次のとおりとする。

| 取扱品目の部類 | 取扱品目           |
|---------|----------------|
| 青果部     | 野菜、果実及びこれらの加工品 |

（供給区域）

第５条 市場が生鮮食料品等を供給する主たる区域は、北九州市の区域とする。

（開場の期日）

第６条 市場は、日曜日（１月５日及び１２月２７日から同月３０日までの日曜日を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに１月２日から同月４日まで及び１２月３１日（次項及び第３項において「休日」という。）を除き毎日開場するものとする。

２ 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合は、取扱品目に係る生産出荷及び消費の事情を十分に考慮してするものとする。

（開場の時間）

第7条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（市場業務に関する差別的取扱いの禁止）

第8条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（暴力団員等の排除）

第9条 取引参加者及び関連事業者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第3号においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（2） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

（3） その事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められること。

（4） 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この号及び次号において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

（5） 県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

（卸売業者の許可）

第10条 卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「卸売業者の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （１） 名称及び住所
- （２） 商号
- （３） 資本金又は出資の額及び役員の氏名
- （４） 卸売業者の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。

- （１） 申請者が前条各号のいずれかに該当するとき。
- （２） 申請者が法人でないとき。
- （３） 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- （４） 申請者が卸売業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- （５） 申請者が卸売業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- （６） 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第4号に該当する者の役員であった者

（保証金の預託）

第11条 卸売業者は、卸売業者の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金（以下「卸売業者の保証金」という。）を預託した後でなければ、卸売業務を開始してはならない。

（保証金の額等）

第12条 卸売業者の保証金の額は、200万円以上1,500万円以下の範囲内で規則で定める。

2 卸売業者の保証金の預託は、次に掲げる有価証券の預託をもって代えることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項各号に掲げる有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、政府がその債務について保証契約をした債券に限る。

）その額面金額に相当する額

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、前号に掲げる債券を除く。）その額面金額の100分の90に相当する額

（保証金の追加預託）

第13条 卸売業者の保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき卸売業者の保証金の額が増額されたときその他卸売業者の保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合は、同項の期間の経過後その預託を完了するまでは、卸売業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（保証金の充当）

第14条 市長は、卸売業者が第67条第1項の使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する優先して弁済を受ける権利に優先して、当該卸売業者が預託した卸売業者の保証金から弁済を受けることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した卸売業者の保証金から他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

（保証金の返還）

第15条 卸売業者の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

（許可の取消し）



第16条 市長は、卸売業者が第10条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、卸売業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

（1） 卸売業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売業者の保証金を預託しないとき。

（2） 卸売業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売業務を開始しないとき。

（3） 引き続き1月以上卸売業務を休止したとき（第18条第1項の規定による届出を行った場合に限る。）。

（4） 卸売業務を遂行しないとき（前号のときを除く。）。

3 前2項の規定による卸売業者の許可の取消し（第1項の規定による卸売業者の許可の取消しについては、卸売業者が第10条第3項第5号に該当することとなったときの卸売業者の許可の取消しに限る。）に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割）

第17条 卸売業者が事業（卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の認可を受けたときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人が合併する場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割する場合（卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第10条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項又は第2項の許可について準用する。

（名称変更等の届出）

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（1） 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第10条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 卸売業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出等)

第19条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合は、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(せり人の届出等)

第20条 卸売業者は、市場におけるせり売の業務で使用するせり人について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった日から起算して30日以内に、当該せり人に対してせり人証を交付するものとする。

3 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、あらかじめ、市長が行う市場の業務等に関する講習を使用するせり人に受講させなければならない。

4 せり人は、市場におけるせり売の業務に従事するときは、せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

5 卸売業者は、使用するせり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。この場合において、当該せり人は、速やかに、せり人証を市長に返還しなければならない。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の許可)

第21条 仲卸業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「仲卸業者の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 仲卸業者の許可を受けて仲卸業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。

(1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が仲卸業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第2号から第4号までのいずれかに該当する者又は同号に該当する者の役員であった者があるとき。

(保証金の預託)

第22条 仲卸業者は、仲卸業者の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金（次条及び第24条第2項第1号において「仲卸業者の保証金」という。）を預託した後でなければ、仲卸業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第23条 仲卸業者の保証金の額は、30万円とする。

2 第12条第2項及び第3項、第13条各項、第14条第1項並びに第15条の規定は、仲卸業者の保証金について準用する。

(許可の取消し)

第24条 市長は、仲卸業者が第21条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、仲卸業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 仲卸業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に仲卸業者の保証金を預託しないとき。

(2) 仲卸業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に仲卸業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上仲卸業務を休止したとき(第27条第1項の規定による届出を行った場合に限る。 )。

(4) 仲卸業務を遂行しないとき(前号のときを除く。 )。

3 前2項の規定による仲卸業者の許可の取消し(第1項の規定による仲卸業者の許可の取消しについては、仲卸業者が第21条第3項第5号に該当することとなったときの仲卸業者の許可の取消しに限る。 )に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割)

第25条 仲卸業者が事業(仲卸業務に係るものに限る。 )の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の認可を受けたときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該仲卸業者の地位を承継する。

2 仲卸業者たる法人が合併する場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。 )又は分割する場合(仲卸業務を承継させる場合に限る。 )において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により仲卸業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の仲卸業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第21条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項又は第2項の認可について準用する。

(仲卸業務の相続)

第26条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた仲卸業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日から当該申請に係る認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした仲卸業者の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第1項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第21条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項の認可について準用する。

5 第1項の認可を受けた者は、被相続人である仲卸業者の地位を承継する。  
(名称変更等の届出)

第27条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第21条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 仲卸業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第28条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第29条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業務を行おうとする者及び第40条第1項の規定により卸売を受けようとする者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が第1項の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が卸売を受けるために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第30条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第31条 市長は、売買参加者が第29条第3項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消し（売買参加者が第29条第3項第4号に該当することとなったときの承認の取消しに限る。）に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第32条 関連業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 許可を受けて行おうとする関連業務の種類及び内容

(許可の基準)

第33条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が前条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が関連業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(許可の取消し等)

第34条 市長は、関連事業者が前条各号（第4号を除く。）のいずれかに該

当することとなったときは、第32条第1項の許可を取り消すものとする。

- 2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第32条第1項の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 第32条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に次条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 第32条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に関連業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上関連業務を休止したとき（第36条第1項の規定による届出を行った場合に限る。）。

(4) 関連業務を遂行しないとき（前号のときを除く。）。

- 3 前2項の規定による許可の取消し（第1項の規定による許可の取消しについては、関連事業者が前条第5号に該当することとなったときの許可の取消しに限る。）に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（保証金）

第35条 関連事業者は、第32条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

- 2 関連事業者は、前項の保証金を預託した後でなければ、関連業務を開始してはならない。

- 3 第1項の保証金の額は、10万円以上1,000万円以下の範囲内で規則で定める。

- 4 第12条第2項及び第3項、第13条各項、第14条第1項並びに第15条の規定は、第1項の保証金について準用する。

（名称変更等の届出）

第36条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 関連業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第32条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 関連業務を廃止したとき。

- 2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第37条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(卸売業者の売買取引の方法)

第38条 卸売業者は、市場において行う卸売については、規則で定める売買取引の方法によらなければならない。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第39条 卸売業者は、卸売業務に関し、出荷者又は買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第40条 卸売業者は、卸売業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。別表において同じ。）に限り卸売をすることができる。

2 卸売業者は、前項の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告)

第41条 卸売業者は、卸売業務について、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定)

第42条 卸売業者が市場外の場所（北九州市の区域内の場所に限る。）に設置する卸売業務の用に供する施設は、市長の指定を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 指定を受けようとする施設の所在地、名称、種類及び規模

3 第1項の指定の申請があったときは、市長は、指定申請書又はその添付書類に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、同項の指定をし、速やかにその旨を当該申請を行った卸売業者に通知するものとする。

4 第1項の指定を受けた卸売業者は、第2項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者による仲卸業者等からの買受けに係る報告)

第43条 卸売業者は、市場において行った卸売の相手方である買受人から当



該卸売に係る生鮮食料品等の販売の委託を引き受け、又は当該生鮮食料品等  
を買い受けたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第44条 卸売業者は、規則で定めるところによりその取扱品目その他売買取  
引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しな  
ければならない。

（販売前における生鮮食料品等の検収）

第45条 卸売業者は、市場で引渡しをする生鮮食料品等の受領に当たっては  
、検収を確実に行之、当該生鮮食料品等の種類、数量、等級、品質等につ  
いて異状を認めたときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記し  
なければならない。ただし、当該生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人  
が立ち会い、その了承が得られたときは、この限りでない。

2 市場外で引渡しをする生鮮食料品等の受領に当たっては、卸売業者又は委  
託者から当該生鮮食料品等の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該生  
鮮食料品等の検収を行うよう委託を受けたもの（以下この項において「受託者  
」という。）が検収を確実に行之、受託者において当該生鮮食料品等の種類  
、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、当該受託者は、その旨  
を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該  
生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承が得られ  
たときは、この限りでない。

3 卸売業者は、前2項の検収において、その受領した生鮮食料品等に異状を  
認めたときは、第1項ただし書又は前項ただし書に規定する場合を除き、規  
則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示、引取り等）

第46条 卸売業者は、規則で定めるところによりその卸売をした生鮮食料品  
等を買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引き取らな  
ければならない。

3 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の  
費用でその生鮮食料品等を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をする  
ことができる。

4 卸売業者は、前項の規定により催告をしないで他の者に卸売をした場合に  
おいて、その卸売価格（卸売をした生鮮食料品等の額に100分の110（  
所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条

第1項第1号に規定する飲食料品（第48条第2項第2号及び第53条第1項において「飲食料品」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

（仲卸業者の業務の規制等）

第47条 仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い受けて販売したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（売買の差止め等）

第48条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

（1） 談合その他不正な行為があると認められるとき。

（2） 不当な卸売価格を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 卸売業者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

（1） 売買について不正又は不当な行為があると認められるとき。

（2） 買受代金（買い受けた生鮮食料品等の額に100分の110（飲食料品にあつては、100分の108）を乗じて得た額とする。第53条第4項及び第57条において同じ。）の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第49条 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第50条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第51条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるもの

を定期的に公表しなければならない。

（市長による売買取引の結果等の公表）

第52条 市長は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を公表しなければならない。

（売買仕切書の送付、売買仕切金の支払等）

第53条 卸売業者は、販売の委託を受けた生鮮食料品等の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした生鮮食料品等の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の10（飲食料品にあっては、100分の8）に相当する額（第58条の規則で定める場合に該当して卸売価格の変更をした場合にあっては、当該変更後の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の10（飲食料品にあっては、100分の8）に相当する額）、控除すべき委託手数料の額並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。）並びに差引仕切金額（第3項及び第55条において「売買仕切金」という。）を記載した売買仕切書を、委託者との契約で定める期日までに送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、売買仕切金を、委託者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

4 卸売業者は、卸売のため出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、出荷者に対し、買受代金を、出荷者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

（委託手数料の設定及び変更に係る報告）

第54条 卸売業者は、委託手数料を定めたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等に係る報告）

第55条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししたとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れたとき、又は出荷を誘引するため資金を貸し付けたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（出荷奨励金の交付に係る報告）

第56条 卸売業者は、出荷者に対して出荷奨励金を交付したときは、規則で

定めるところにより市長に報告しなければならない。

（仲卸業者等の買受代金の支払）

第57条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該者に対し、買受代金を、当該者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

2 買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買受けたときは、卸売業者に対し、買受代金を、卸売業者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

3 買出人は、仲卸業者から生鮮食料品等を買受けたときは、仲卸業者に対し、買受代金を、仲卸業者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

（卸売価格の変更の禁止）

第58条 卸売業者は、規則で定める場合を除き、卸売価格の変更をしてはならない。

（完納奨励金の交付に係る報告）

第59条 卸売業者は、買受人に対して完納奨励金を交付したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

#### 第4章 生鮮食料品等の品質管理

第60条 取引参加者及び関連事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第23号）その他の生鮮食料品等の品質管理に関する法令を遵守し、生鮮食料品等を適切に管理しなければならない。

#### 第5章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 市長は、申請者が第9条各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定又は前項の規定による許可（以下「施設の使用指定等」という。）をしてはならない。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、当該許可に係る市場施設の使用が公共的な目的のための使用であると市長が認める場合又は加湿空冷設備若しくは管理庁舎会議室の使用である場合は、保証金の預託

を要しないものとする。

5 前項の保証金の額は、第2項の規定による許可を受けた者が第67条各項の規定により納入する使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

6 第12条第2項及び第3項、第13条各項、第14条第1項並びに第15条の規定は、第4項の保証金について準用する。

(用途変更、転貸等の禁止)

第62条 施設の使用指定等を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用指定等を受けた市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第63条 使用者は、施設の使用指定等を受けた市場施設について、増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(返還)

第64条 使用者は、施設の使用指定等を受けた市場施設について、当該施設の使用指定等において定められた使用期間が満了したとき、次条の規定による当該施設の使用指定等の取消しがあったときその他の理由により当該市場施設を使用する権原を失ったときは、市長が指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する原状回復義務の全部若しくは一部を免除し、又は原状回復に代えて原状回復に要する費用の弁償を命ずることができる。

(施設の使用指定等の取消しその他の規制)

第65条 市長は、使用者が第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、施設の使用指定等を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用指定等の全部若しくは一部を取り消し、又は施設の使用指定等を受けた市場施設の使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 市場の業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他市場の管理上必要があると市長が認めるとき。

(補修命令)

第 6 6 条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその補修に要する費用の弁償を命ずることができる。

（使用料）

第 6 7 条 使用者は、別表により算出して得た額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額の使用料を納入しなければならない。ただし、空地使用料（市長が別に定める使用料に限る。）については、同表により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（使用料の減免）

第 6 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

（1） 第 6 5 条第 2 項の規定により施設の使用指定等を受けた市場施設の使用の停止を受けた期間が引き続き 3 日以上にわたったとき。

（2） 使用者が国又は地方公共団体であるとき。

（3） 前 2 号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

## 第 6 章 監督

（報告及び検査）

第 6 9 条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前 2 項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導及び助言）

第 7 0 条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に

関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し必要な指導又は助言をすることができる。

（改善措置命令）

- 第71条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

（監督処分）

- 第72条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該卸売業者の法人の役員、業務に従事させている者又は業務の補助者として使用している者（以下この条において「法人の役員等」という。）が違反したときを含む。）は、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、卸売業者の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該仲卸業者の法人の役員等が違反したときを含む。）は、当該仲卸業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、仲卸業者の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該売買参加者の法人の役員等が違反したときを含む。）は、当該売買参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第29条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該関連事業者の法人の役員等が違反したときを含む。）は、当該関連事業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第32条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当したときは、当該せり人に対し、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) せり売に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正な行為をさせたとき。

(2) その業務に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(3) その他市長がその業務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者の法人の役員等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該法人の役員等に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

7 第1項、第2項及び第4項の規定による許可の取消し又は第3項の規定による承認の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

## 第7章 雑則

### (卸売業務の代行)

第73条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等について、他の卸売業者にその卸売業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売業務を行わせる卸売業者がいなか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された生鮮食料品等について委託の引受けをする卸売業者がいな場合又は不明な場合について準用する。

### (無許可営業の禁止)

第74条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、生鮮食料品等の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して生鮮食料品等の販売その他の営業行為をした者に対し、市場外への退去を命ずることができる。

### (市場への出入り等に対する指示等)

第75条 市場への出入り、市場施設の使用並びに生鮮食料品等の搬入、搬出



及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入り、市場施設の使用並びに生鮮食料品等の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第 7 6 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（許可等の制限及び条件）

第 7 7 条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

（委任）

第 7 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に市場の青果部における卸売の業務について卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 6 2 号）による改正前の法第 1 5 条第 1 項の許可を受けている者は、改正後の北九州市中央卸売市場条例（次項から付則第 8 項までにおいて「新条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する卸売業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の北九州市中央卸売市場条例（次項から付則第 8 項までにおいて「旧条例」という。）第 1 2 条第 1 項の登録を受けている者は、新条例第 2 0 条第 1 項の規定による届出があったせり人とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 1 8 条第 1 項の許可を受けている者は、新条例第 2 条第 2 号に規定する仲卸業者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第 2 6 条第 1 項の承認を受けている者は、

新条例第2条第3号に規定する売買参加者とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の規定による許可を受けている者は、新条例第2条第7号に規定する関連事業者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けている者は、それぞれ新条例第61条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 8 付則第2項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、新条例又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

別表（第67条関係）

| 種別         | 区分             |    | 算定方法                                                            |
|------------|----------------|----|-----------------------------------------------------------------|
| 卸売業者市場使用料  | 卸売高使用料         |    | せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る単価に当該卸売に係る数量を乗じて得た額の合計額の1,000分の3           |
|            | 卸売場使用料         |    | 1平方メートル1月につき 110円                                               |
| 仲卸業者市場使用料  | 仲卸業者買付物品販売高使用料 |    | 第47条第2項の規定による販売に係る販売金額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を除く。）の1,000分の3 |
|            | 仲卸売場使用料        | 1階 | 1平方メートル1月につき 700円                                               |
|            |                | 2階 | 1平方メートル1月につき 400円                                               |
| 低温卸売場使用料   | 低温卸売場          |    | 1平方メートル1月につき 1,600円                                             |
| 加湿空冷設備使用料  | 加湿空冷設備         |    | 1日につき 4,000円                                                    |
| 関連事業者市場使用料 | 関連商品売場         |    | 1平方メートル1月につき 800円                                               |
|            | 従業員食堂          |    | 1平方メートル1月につき 600円                                               |
| 事務室使用料     | 青果棟事務室         |    | 1平方メートル1月につき 700円                                               |
|            | 管理庁舎事務室        |    | 1平方メートル1月につき 900円                                               |
| 会議室使用料     | 管理庁舎会議室        |    | 1室2時間又はその端数ごとに 500円                                             |

|        |     |   |                 |             |
|--------|-----|---|-----------------|-------------|
| 倉庫使用料  | 倉庫  | A | 1 平方メートル 1 月につき | 6 0 0 円     |
|        |     | B | 1 平方メートル 1 月につき | 1 , 0 0 0 円 |
| 加工所使用料 | 加工所 |   | 1 平方メートル 1 月につき | 7 0 0 円     |
| 空地使用料  | 空地  |   | 1 平方メートル 1 月につき | 1 0 0 円     |

#### 備考

##### 1 使用料の計算方法

- (1) 期間が 1 月に満たないときの使用料又は期間に 1 月未満の端数があるときの当該端数に係る使用料は、日割で計算する。
- (2) 使用面積が 1 平方メートルに満たないときの使用面積又は使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときの当該端数に係る使用面積は、1 平方メートルとして計算する。

##### 2 使用料の納期

- (1) 卸売業者市場使用料の卸売高使用料、仲卸業者市場使用料の仲卸業者買付物品販売高使用料及び加湿空冷設備使用料の納期は、当該月の翌月の 2 5 日までとする。
- (2) 会議室使用料は、その都度徴収する。
- (3) 前 2 号以外の使用料の納期は、当該月の 2 5 日までとする。

##### 3 使用者が施設の使用指定等を受けた市場施設において使用する電気、水道及び公共下水道の使用料は、その実費を徴収する。

北九州市公設地方卸売市場条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 2 6 号

北九州市公設地方卸売市場条例

北九州市公設地方卸売市場条例（平成 2 5 年北九州市条例第 5 3 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 市場関係事業者

第 1 節 卸売業者（第 1 0 条－第 2 0 条）

第 2 節 仲卸業者（第 2 1 条－第 2 8 条）

第 3 節 売買参加者（第 2 9 条－第 3 1 条）

第 3 章 売買取引及び決済の方法（第 3 2 条－第 5 1 条）

第 4 章 生鮮食料品等の品質管理（第 5 2 条）

第 5 章 市場施設の使用（第 5 3 条－第 6 0 条）

第 6 章 監督（第 6 1 条－第 6 4 条）

第 7 章 雑則（第 6 5 条－第 7 0 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、北九州市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項各号に掲げる事項並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等（法第 2 条第 1 項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 卸売業者 第 1 0 条第 1 項の市長の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」とい

う。)を行う者をいう。

(2) 仲卸業者 第21条第1項の市長の許可を受けて、市場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務(以下「仲卸業務」という。)を行う者をいう。

(3) 売買参加者 第29条第1項の市長の承認を受けて、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(4) 買受人 仲卸業者、売買参加者その他卸売業者から卸売を受ける者をいう。

(5) 買出人 市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。

(6) 取引参加者 出荷者、卸売業者、買受人及び買出人をいう。

(市場の設置)

第3条 生鮮水産物及びその加工品等の卸売を行うため、市場を次のとおり設置する。

| 名称           | 位置                |
|--------------|-------------------|
| 北九州市公設地方卸売市場 | 北九州市小倉北区西港町94番地の9 |

(取扱品目等)

第4条 市場の取扱品目の部類及び取扱品目は、次のとおりとする。

| 取扱品目の部類 | 取扱品目                     |
|---------|--------------------------|
| 水産物部    | 生鮮水産物及びその加工品その他規則で定める食料品 |

(供給区域)

第5条 市場が生鮮食料品等を供給する主たる区域は、北九州市の区域とする。

(開場の期日)

第6条 市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月31日(次項及び第3項において「休日」という。)を除き毎日開場するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合は、取扱品目に係る生産出荷及び消費の事情を十分に考慮してするものとする。

(開場の時間)

第7条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（市場業務に関する差別的取扱いの禁止）

第8条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（暴力団員等の排除）

第9条 取引参加者（法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号及び第3号においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（2） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

（3） その事業活動について暴力団員等により支配を受けているものと認められること。

（4） 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この号及び次号において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

（5） 県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

（卸売業者の許可）

第10条 卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「卸売業者の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 名称及び住所

(2) 商号

(3) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(4) 卸売業者の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、卸売業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許可をしてはならない。

(1) 申請者が前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が法人でないとき。

(3) 申請者が法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が卸売業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が卸売業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(6) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第4号に該当する者の役員であった者

(保証金の預託)

第11条 卸売業者は、卸売業者の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の保証金（以下「卸売業者の保証金」という。）を預託した後でなければ、卸売業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第12条 卸売業者の保証金の額は、200万円以上1,500万円以下の範囲内で規則で定める。

2 卸売業者の保証金の預託は、次に掲げる有価証券の預託をもって代えることができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

3 前項各号に掲げる有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、政府がその債務について保証契約をした債券に限る。

）その額面金額に相当する額

(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、前号に掲げる債券を除く。）その額面金額の100分の90に相当する額

（保証金の追加預託）

第13条 卸売業者の保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき卸売業者の保証金の額が増額されたときその他卸売業者の保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合は、同項の期間の経過後その預託を完了するまでは、卸売業務を行うことができない。

3 第1項の規定による預託については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（保証金の充当）

第14条 市長は、卸売業者が第59条第1項の使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する優先して弁済を受ける権利に優先して、当該卸売業者が預託した卸売業者の保証金から弁済を受けることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した卸売業者の保証金から他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

（保証金の返還）

第15条 卸売業者の保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。

（許可の取消し）

第16条 市長は、卸売業者が第10条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、卸売業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者の許



可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 卸売業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売業者の保証金を預託しないとき。

(2) 卸売業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に卸売業務を開始しないとき。

(3) 引き続き1月以上卸売業務を休止したとき（第18条第1項の規定による届出を行った場合に限る。）。

(4) 卸売業務を遂行しないとき（前号のときを除く。）。

3 前2項の規定による卸売業者の許可の取消し（第1項の規定による卸売業者の許可の取消しについては、卸売業者が第10条第3項第5号に該当することとなったときの卸売業者の許可の取消しに限る。）に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割）

第17条 卸売業者が事業（卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の認可を受けたときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人が合併する場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割する場合（卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第10条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項又は第2項の認可について準用する。

（名称変更等の届出）

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第10条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 卸売業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（事業報告書の提出等）

第 19 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合は、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

（せり人の届出等）

第 20 条 卸売業者は、市場におけるせり売の業務で使用するせり人について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった日から起算して 30 日以内に、当該せり人に対してせり人証を交付するものとする。

3 卸売業者は、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、あらかじめ、市長が行う市場の業務等に関する講習を使用するせり人に受講させなければならない。

4 せり人は、市場におけるせり売の業務に従事するときは、せり人証を携帯するとともに規則で定める記章を着用しなければならない。

5 卸売業者は、使用するせり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。この場合において、当該せり人は、速やかに、せり人証を市長に返還しなければならない。

## 第 2 節 仲卸業者

（仲卸業者の許可）

第 21 条 仲卸業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「仲卸業者の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 氏名又は名称及び住所

（2） 商号

（3） 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

（4） 仲卸業者の許可を受けて仲卸業務を行おうとする取扱品目

3 市長は、仲卸業者の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可をしてはならない。

- (1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (3) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (4) 申請者が仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者が仲卸業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第2号から第4号までのいずれかに該当する者又は同号に該当する者の役員であった者があるとき。

(保証金の預託)

第22条 仲卸業者は、仲卸業者の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、前項の保証金（次条及び第24条第2項第1号において「仲卸業者の保証金」という。）を預託した後でなければ、仲卸業務を開始してはならない。

(保証金の額等)

第23条 仲卸業者の保証金の額は、30万円とする。

2 第12条第2項及び第3項、第13条各項、第14条第1項並びに第15条の規定は、仲卸業者の保証金について準用する。

(許可の取消し)

第24条 市長は、仲卸業者が第21条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、仲卸業者の許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業者の許可を取り消すことができる。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 仲卸業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に仲卸業者の保証金を預託しないとき。
- (2) 仲卸業者の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に仲卸業務を開始しないとき。
- (3) 引き続き1月以上仲卸業務を休止したとき（第27条第1項の規定による届出を行った場合に限る。）。

(4) 仲卸業務を遂行しないとき(前号のときを除く。)

- 3 前2項の規定による仲卸業者の許可の取消し(第1項の規定による仲卸業者の許可の取消しについては、仲卸業者が第21条第3項第5号に該当することとなったときの仲卸業者の許可の取消しに限る。)に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(事業の譲渡し並びに法人の合併及び分割)

第25条 仲卸業者が事業(仲卸業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、当該譲渡しについて市長の認可を受けたときは、当該譲渡しを受けた譲受人は、当該仲卸業者の地位を承継する。

- 2 仲卸業者たる法人が合併する場合(仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割する場合(仲卸業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により仲卸業務を承継する法人は、当該合併又は分割前の仲卸業者の地位を承継する。

- 3 前2項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 第21条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項又は第2項の認可について準用する。

(仲卸業務の相続)

第26条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた仲卸業務を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して60日以内に市長の認可を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日から当該申請に係る認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした仲卸業者の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

- 3 第1項の認可を受けようとする者は、認可申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 第21条第2項の規定は前項の認可申請書に、同条第3項の規定は第1項の認可について準用する。

- 5 第1項の認可を受けた者は、被相続人である仲卸業者の地位を承継する。

(名称変更等の届出)

第27条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 第21条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(3) 仲卸業務を廃止したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第28条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第29条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業務を行おうとする者及び第35条第1項の規定により卸売を受けようとする者を除く。）は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 商号

(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の氏名

3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。

(1) 申請者が第9条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。

(3) 申請者が第1項の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が卸売を受けるために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(名称変更等の届出)

第30条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき。

(2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は

清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第 3 1 条 市長は、売買参加者が第 2 9 条第 3 項各号（第 3 号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第 1 項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消し（売買参加者が第 2 9 条第 3 項第 4 号に該当することとなったときの承認の取消しに限る。）に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

### 第 3 章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第 3 2 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（卸売業者の売買取引の方法）

第 3 3 条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいう。第 3 5 条第 1 項及び別表において同じ。）によらなければならない。

（卸売業者による差別的取扱いの禁止等）

第 3 4 条 卸売業者は、卸売業務に関し、出荷者又は買受人に対し、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

第 3 5 条 卸売業者は、卸売業務について、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し、相対取引に限り卸売をすることができる。

2 卸売業者は、前項の卸売をするに当たっては、仲卸業者及び売買参加者の業務に配慮するとともに、市場における取引の秩序を乱すことのないよう努めなければならない。

3 卸売業者は、第 1 項の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告）

第 3 6 条 卸売業者は、卸売業務について、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定）

第 3 7 条 卸売業者が市場外の場所（北九州市の区域内の場所に限り。）に設

置する卸売業務の用に供する施設は、市長の指定を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 指定を受けようとする施設の所在地、名称、種類及び規模

- 3 第1項の指定の申請があったときは、市長は、指定申請書又はその添付書類に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、同項の指定をし、速やかにその旨を当該申請を行った卸売業者に通知するものとする。

- 4 第1項の指定を受けた卸売業者は、第2項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第38条 卸売業者は、規則で定めるところによりその取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

(販売前における生鮮食料品等の検収)

第39条 卸売業者は、市場で引渡しをする生鮮食料品等の受領に当たっては、検収を確実にを行い、当該生鮮食料品等の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承が得られたときは、この限りでない。

- 2 市場外で引渡しをする生鮮食料品等の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該生鮮食料品等の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該生鮮食料品等の検収を行うよう委託を受けたもの（以下この項において「受託者」という。）が検収を確実にを行い、受託者において当該生鮮食料品等の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、当該受託者は、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承が得られたときは、この限りでない。

- 3 卸売業者は、前2項の検収において、その受領した生鮮食料品等に異状を認めたときは、第1項ただし書又は前項ただし書に規定する場合を除き、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示、引取り等)

第40条 卸売業者は、規則で定めるところによりその卸売をした生鮮食料品等を買受けた買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

2 買受人は、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該買受人の費用でその生鮮食料品等を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により催告をしないで他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（卸売をした生鮮食料品等の額に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品（第42条第2項第2号及び第47条第1項において「飲食料品」という。）にあつては、100分の108）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該買受人に請求することができる。

（仲卸業者の業務の規制等）

第41条 仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場において、その取扱品目に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買受けて販売したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 仲卸業者は、前項の規定による販売をするに当たっては、卸売業者の業務に配慮するとともに、市場における取引の秩序を乱すことのないよう努めなければならない。

（売買の差止め等）

第42条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

（1） 談合その他不正な行為があると認められるとき。

（2） 不当な卸売価格を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 卸売業者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。

（1） 売買について不正又は不当な行為があると認められるとき。

（2） 買受代金（買受けた生鮮食料品等の額に100分の110（飲食料品にあつては、100分の108）を乗じて得た額とする。第47条第



4 項及び第 50 条において同じ。) の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第 43 条 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

2 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第 44 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第 45 条 卸売業者は、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として規則で定めるものを定期的に公表しなければならない。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第 46 条 市長は、市場において取り扱う生鮮食料品等について、規則で定めるところにより、卸売の数量、卸売価格その他の規則で定める事項を公表しなければならない。

(売買仕切書の送付、売買仕切金の支払等)

第 47 条 卸売業者は、販売の委託を受けた生鮮食料品等の卸売をしたときは、委託者に対し、当該卸売をした生鮮食料品等の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の 100 分の 10 (飲食料品にあっては、100 分の 8) に相当する額(第 51 条の規則で定める場合に該当して卸売価格の変更をした場合にあっては、当該変更後の品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の 100 分の 10 (飲食料品にあっては、100 分の 8) に相当する額)、控除すべき委託手数料の額並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を含む。)並びに差引仕切金額(第 3 項及び第 49 条において「売買仕切金」という。)を記載した売買仕切書を、委託者との契約で定める期日までに送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、売買仕切金を、委託者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

4 卸売業者は、卸売のため出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、出荷者に対し、買受代金を、出荷者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

（委託手数料の設定及び変更に係る報告）

第48条 卸売業者は、委託手数料を定めたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（売買仕切金の前渡し等に係る報告）

第49条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししたとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れたとき、又は出荷を誘引するため資金を貸し付けたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（仲卸業者等の買受代金の支払）

第50条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該者に対し、買受代金を、当該者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

2 買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買受けたときは、卸売業者に対し、買受代金を、卸売業者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

3 買出人は、仲卸業者から生鮮食料品等を買受けたときは、仲卸業者に対し、買受代金を、仲卸業者との契約で定める期日までに、当該契約で定める方法により支払わなければならない。

（卸売価格の変更の禁止）

第51条 卸売業者は、規則で定める場合を除き、卸売価格の変更をしてはならない。

#### 第4章 生鮮食料品等の品質管理

第52条 取引参加者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の生鮮食料品等の品質管理に関する法令を遵守し、生鮮食料品等を適切に管理しなければならない。

#### 第5章 市場施設の使用

（施設の使用指定等）

第53条 卸売業者及び仲卸業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 市長は、申請者が第9条各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による指定又は前項の規定による許可（以下「施設の使用指定等」という。）をしてはならない。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、当該許可に係る市場施設の使用が公共的な目的のための使用であると市長が認める場合又は水産棟会議室、冷蔵庫若しくは製氷機の使用である場合は、保証金の預託を要しないものとする。

5 前項の保証金の額は、第2項の規定による許可を受けた者が第59条各項の規定により納入する使用料の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

6 第12条第2項及び第3項、第13条各項、第14条第1項並びに第15条の規定は、第4項の保証金について準用する。

（用途変更、転貸等の禁止）

第54条 施設の使用指定等を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の使用指定等を受けた市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第55条 使用者は、施設の使用指定等を受けた市場施設について、増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（返還）

第56条 使用者は、施設の使用指定等を受けた市場施設について、当該施設の使用指定等において定められた使用期間が満了したとき、次条の規定による当該施設の使用指定等の取消しがあったときその他の理由により当該市場施設を使用する権原を失ったときは、市長が指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する原状回復義務の全部若しくは一部を免除し、又は原状回復に代えて原状回復に要する費用の弁償を命ずることができる。

（施設の使用指定等の取消しその他の規制）

第57条 市長は、使用者が第9条各号のいずれかに該当することとなったときは、施設の使用指定等を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用指定等の全部

若しくは一部を取り消し、又は施設の使用指定等を受けた市場施設の使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 市場の業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他市場の管理上必要があると市長が認めるとき。

(補修命令)

第58条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその補修に要する費用の弁償を命ずることができる。

(使用料)

第59条 使用者は、別表により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額の使用料を納入しなければならない。ただし、空地使用料（市長が別に定める使用料に限る。）については、同表により算出した額とする。

2 前項の規定により算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第60条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 第57条第2項の規定により施設の使用指定等を受けた市場施設の使用の停止を受けた期間が引き続き3日以上にわたったとき。

(2) 使用者が国又は地方公共団体であるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

## 第6章 監督

(報告及び検査)

第61条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前2項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携

帶し、関係人に提示しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第62条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、その業務又は会計に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善措置命令)

第63条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第64条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該卸売業者の法人の役員、業務に従事させている者又は業務の補助者として使用している者（次項、第3項及び第5項において「法人の役員等」という。）が違反したときを含む。）は、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、卸売業者の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該仲卸業者の法人の役員等が違反したときを含む。）は、当該仲卸業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、仲卸業者の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき（当該売買参加者の法人の役員等が違反したときを含む。）は、当該売買参加者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第29条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

4 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当したときは、当該せり人に対し、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(1) せり売に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正な行為をさせたとき。

(2) その業務に関し委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。

(3) その他市長がその業務に公正を欠く行為があったと認めるとき。

5 卸売業者、仲卸業者又は売買参加者の法人の役員等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該法人の役員等に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

6 第1項及び第2項の規定による許可の取消し又は第3項の規定による承認の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

## 第7章 雑則

### (卸売業務の代行)

第65条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対して販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等について、他の卸売業者にその卸売業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売業務を行わせる卸売業者がいらないか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された生鮮食料品等について委託の引受けをする卸売業者がいらない場合又は不明な場合について準用する。

### (無許可営業の禁止)

第66条 卸売業者又は仲卸業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、生鮮食料品等の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して生鮮食料品等の販売その他の営業行為をした者に対し、市場外への退去を命ずることができる。

### (市場への出入り等に対する指示等)

第67条 市場への出入り、市場施設の使用並びに生鮮食料品等の搬入、搬出

及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入り、市場施設の使用並びに生鮮食料品等の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

（市場秩序の保持等）

第 6 8 条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（許可等の制限及び条件）

第 6 9 条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

（委任）

第 7 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に市場の水産物部における卸売の業務について福岡県卸売市場条例を廃止する条例（令和元年福岡県条例第 3 2 号）による廃止前の福岡県卸売市場条例（昭和 4 6 年福岡県条例第 4 6 号）第 4 条第 1 項の許可を受けている者は、改正後の北九州市公設地方卸売市場条例（次項から付則第 7 項までにおいて「新条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する卸売業者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の北九州市公設地方卸売市場条例（次項から付則第 7 項までにおいて「旧条例」という。）第 1 3 条第 2 項の登録を受けている者は、新条例第 2 0 条第 1 項の規定による届出があったせり人とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第 1 9 条第 1 項の承認を受けている者は、新条例第 2 条第 2 号に規定する仲卸業者とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の承認を受けている者は、新条例第2条第3号に規定する売買参加者とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第54条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けている者は、それぞれ新条例第53条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 7 付則第2項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例又は旧条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、新条例又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

別表（第59条関係）

| 種別        | 区分             |     | 算定方法                                                                       |  |
|-----------|----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|--|
| 卸売業者市場使用料 | 卸売高使用料         |     | せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る単価に当該卸売に係る数量を乗じて得た額の合計額の 1， 0 0 0 分の 3                |  |
|           | 卸売場使用料         |     | 1 平方メートル 1 月につき 1 1 0 円                                                    |  |
| 仲卸業者市場使用料 | 仲卸業者買付物品販売高使用料 |     | 第 4 1 条第 2 項の規定による販売に係る販売金額（消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額を除く。）の 1， 0 0 0 分の 3 |  |
|           | 仲卸売場使用料        | 1 階 | 1 平方メートル 1 月につき 7 0 0 円                                                    |  |
|           |                | 2 階 | 1 平方メートル 1 月につき 4 0 0 円                                                    |  |
| 低温卸売場使用料  | 低温卸売場          |     | 1 平方メートル 1 月につき 8 0 0 円                                                    |  |
| 事務室使用料    | 水産棟事務室         |     | 1 平方メートル 1 月につき 7 0 0 円                                                    |  |
|           | 冷蔵庫棟事務室        |     |                                                                            |  |
| 会議室使用料    | 水産棟会議室         |     | 1 室 2 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円                                                  |  |
| 倉庫使用料     | 倉庫             | A   | 1 平方メートル 1 月につき 6 0 0 円                                                    |  |
|           |                | B   | 1 平方メートル 1 月につき 1， 0 0 0 円                                                 |  |
| 加工所使用料    | 加工所            | A   | 1 平方メートル 1 月につき 7 0 0 円                                                    |  |
|           |                | B   | 1 平方メートル 1 月につき 1， 4 0 0 円                                                 |  |
| 冷蔵庫使用     | 冷蔵庫            |     | 保管量 1 トン 1 日につき 3 7 円                                                      |  |



|       |     |                         |
|-------|-----|-------------------------|
| 料     | 製氷機 | 製氷量 1 トンにつき 1, 3 4 8 円  |
| 空地使用料 | 空地  | 1 平方メートル 1 月につき 1 0 0 円 |

#### 備考

##### 1 使用料の計算方法

- (1) 期間が 1 月に満たないときの使用料又は期間に 1 月未満の端数があるときの当該端数に係る使用料は、日割で計算する。
- (2) 使用面積が 1 平方メートルに満たないときの使用面積又は使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときの当該端数に係る使用面積は、1 平方メートルとして計算する。

##### 2 使用料の納期

- (1) 卸売業者市場使用料の卸売高使用料、仲卸業者市場使用料の仲卸業者買付物品販売高使用料及び冷蔵庫使用料の納期は、当該月の翌月の 2 5 日までとする。
- (2) 会議室使用料は、その都度徴収する。
- (3) 前 2 号以外の使用料の納期は、当該月の 2 5 日までとする。

##### 3 使用者が施設の使用指定等を受けた市場施設において使用する電気、水道及び公共下水道の使用料は、その実費を徴収する。

北九州市中央卸売市場条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 1 号

北九州市中央卸売市場条例施行規則

北九州市中央卸売市場条例施行規則（昭和 4 6 年北九州市規則第 8 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北九州市中央卸売市場条例（令和 2 年北九州市条例第 2 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（関連業務）

第 2 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 食料品の加工又は販売（卸売業務及び仲卸業務に係るものを除く。）
- （ 2 ） 運送業
- （ 3 ） 金融業
- （ 4 ） 倉庫業
- （ 5 ） 飲食業
- （ 6 ） 理容業
- （ 7 ） クリーニング業
- （ 8 ） あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業
- （ 9 ） 柔道整復業
- （ 1 0 ） 薬品販売業
- （ 1 1 ） 日用雑貨販売業
- （ 1 2 ） 魚具販売業
- （ 1 3 ） 金物販売業
- （ 1 4 ） 種苗業又は園芸品販売業
- （ 1 5 ） 包装用品類販売業
- （ 1 6 ） 容器取扱業
- （ 1 7 ） 石油類販売業

（卸売業者の許可の申請書の添付書類）

第 3 条 条例第 1 0 条第 2 項（条例第 1 7 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （ 1 ） 定款

- (2) 登記事項証明書
  - (3) 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
  - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
  - (5) 直前事業年度の貸借対照表
  - (6) 直前事業年度の損益計算書
  - (7) 市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）の納税証明書
  - (8) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
  - (9) 条例第10条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- （卸売業者の保証金の額）

第4条 条例第12条第1項の保証金の額は、次の表のとおりとする。

| 年間卸売金額         | 保証金の額   |
|----------------|---------|
| 50億円未満         | 200万円   |
| 50億円以上100億円未満  | 500万円   |
| 100億円以上200億円未満 | 1,000万円 |
| 200億円以上        | 1,500万円 |

備考 この表において年間卸売金額とは、当該事業年度開始の前日1年間の卸売金額（卸売業者の許可を受けて1年を経過しない者にあつては、最初の事業年度開始の日以後1年間の卸売の予定金額）をいう。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第5条 条例第19条第1項に規定する事業報告書の作成及び提出は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第7条第1項に定めるところによる。

2 条例第19条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置き、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

3 条例第19条第2項に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第19条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合  
(せり人の届出等)

第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該せり人の氏名、生年月日及び住所
- (3) 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しようとする日
- (4) 当該せり人が条例第20条第3項の講習を受講した日

2 前項の届出書には、当該せり人の履歴書及び写真を添付しなければならない。

3 条例第20条第4項の規則で定める記章は、第1号様式のとおりとする。

4 条例第20条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該せり人の氏名、生年月日及び住所
- (3) 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなった日  
(仲卸業者の許可の申請書の添付書類)

第7条 条例第21条第2項（条例第25条第4項及び第26条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次の各号に掲げる仲卸業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である者 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- カ 条例第21条第3項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書

ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書

エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

オ 直前事業年度の貸借対照表

カ 直前事業年度の損益計算書

キ 市町村税の納税証明書

ク 当該事業年度開始の日以後２年間ににおける事業計画書

ケ 条例第２１条第３項第１号、第３号、第４号又は第６号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(仲卸業者の事業報告書の提出等)

第８条 条例第２８条の事業報告書は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した書面により作成し、当該事業年度経過後９０日以内に、市長に提出しなければならない。

(１) 仲卸業者の氏名又は名称

(２) 仲卸業務の概要に関する事項

(３) 従業員の状況に関する事項

(４) 資産及び負債に関する事項

(５) 損益計算に関する事項

(６) 利益金の処分又は欠損金の処理に関する事項

(７) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(売買参加者の承認の申請書の添付書類)

第９条 条例第２９条第２項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる売買参加者の承認を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(１) 個人である者 次に掲げる書類

ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真

イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類

ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類

エ 市町村税の納税証明書

オ 当該事業年度開始の日以後２年間ににおける仕入計画書

カ 条例第２９条第３項第１号又は第３号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(２) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後２年間における仕入計画書
- ケ 条例第２９条第３項第１号又は第３号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(関連事業者の許可の申請の添付書類)

第１０条 条例第３２条第２項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる関連事業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(１) 個人である者 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長が発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 当該事業年度開始の日以後２年間における事業計画書
- カ 条例第３３条第１項第１号、第３号又は第４号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(２) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書

ク 当該事業年度開始の日以後２年間に於ける事業計画書

ケ 条例第３３条第１項第１号、第３号又は第４号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（関連事業者の保証金の額）

第１１条 条例第３５条第３項の保証金の額は、条例第６１条第１項の規定による指定を受けた関連事業者が条例第６７条各項の規定により納入する関連事業者市場使用料の１月当たりの額の３倍に相当する額（当該額が１０万円に満たないときは１０万円、１，０００万円を超えるときは１，０００万円）とする。

（売買取引の方法）

第１２条 条例第３８条の規則で定める売買取引の方法は、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

（１） 野菜及び果実並びにこれらの加工品で個人である出荷者が出荷するもの せり売又は入札の方法（卸売業者及び当該出荷者が相対取引によることとすることについて合意したときは、相対取引）

（２） 前号に掲げるもの以外の野菜及び果実並びにこれらの加工品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

（受託拒否の正当な理由）

第１３条 条例第３９条第２項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

（１） 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

（２） 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

（３） 卸売業者が卸売業務のために使用する市場施設の受入能力を超える場合

（４） 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合

（５） 販売の委託の申込みが条例第４４条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合

（６） 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合

（７） 販売の委託の申込みが条例第９条各号のいずれかに該当する者から

行われたものである場合

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売に係る報告)

第14条 条例第40条第2項の規定による報告は、同条第1項の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告)

第15条 条例第41条の規定による報告は、同条の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定の申請書の添付書類)

第16条 条例第42条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 指定を受けようとする施設の指定の必要性を記載した書面

(2) 指定を受けようとする施設の位置を記入した図面

(卸売業者による仲卸業者等からの買受けに係る報告)

第17条 条例第43条の規定による報告は、同条に規定する販売の委託の引受け又は買受けをした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該販売の委託の引受け又は買受けをした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第18条 条例第44条の規定による公表は、次に掲げる事項について、卸売場又は卸売業者の事務所の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) 営業日及び営業時間

(2) 取扱品目

(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法

(4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が



負担する費用の種類、内容及び交付額

(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(6) 出荷者に交付する出荷奨励金、買受人に交付する完納奨励金その他の売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する販売代金以外の金銭（第23条第1項第3号において「奨励金等」という。）がある場合は、その内容、交付の基準及び額

（受領した生鮮食料品等に異状を認めたときの報告）

第19条 条例第45条第3項の規定による報告は、同条第1項又は第2項の検収を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該検収を行った生鮮食料品等が市場に到着した日時

(3) 当該検収を行った生鮮食料品等の品目、産地及び数量並びに委託者及びその代理人の氏名又は名称及び住所

(4) 異状の内容、程度及び原因並びに異状を認めた生鮮食料品等の数量（卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示）

第20条 条例第46条第1項の規定による措置は、卸売をした生鮮食料品等に売渡票を添付することにより行うものとする。

（仲卸業者が卸売業者以外の者から買い受けて販売したときの報告）

第21条 条例第47条第2項の規定による報告は、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 仲卸業者の氏名又は名称

(2) 当該販売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量、出荷者及び販売金額並びに相手方

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第22条 条例第50条の規定による報告は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) その日の主要な品目（別表に規定する品目をいう。以下同じ。）の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻

の30分前までに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて報告すること。

- (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値（最も高い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。）及び安値（中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第24条第2項第2号において同じ。）に区分して報告すること。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第23条 条例第51条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格
- (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて公表すること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。
- (3) 前項第3号に掲げる事項にあっては、その月の末日までに公表すること。

（市長による売買取引の結果等の公表）

第24条 条例第52条の規定による公表は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない

。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、条例第50条の規定による報告を受けた後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、条例第50条の規定による報告を受けた後速やかに、第12条各号に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。

(委託手数料の設定及び変更に係る報告)

第25条 条例第54条の規定による報告は、委託手数料の設定又は変更をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該委託手数料の率
- (3) 当該委託手数料の率を適用する取扱品目
- (4) 当該委託手数料の率とする理由

(売買仕切金の前渡し等に係る報告)

第26条 条例第55条の規定による報告は、出荷者に対する売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差し入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け（第2号から第4号までにおいて「売買仕切金の前渡し等」という。）をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該売買仕切金の前渡し等をした出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該売買仕切金の前渡し等の額
- (4) 当該売買仕切金の前渡し等をした理由

(出荷奨励金の交付に係る報告)

第27条 条例第56条の規定による報告は、出荷奨励金を交付した日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称

- (2) 当該出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所
  - (3) 当該出荷奨励金の対象とした生鮮食料品等の品目
  - (4) 当該出荷奨励金の対象とした期間
  - (5) 当該出荷奨励金の額
  - (6) 当該出荷奨励金を交付した理由
- (卸売価格の変更)

第28条 条例第58条の規則で定める場合は、卸売をした生鮮食料品等が種類、品質又は数量に関して著しく契約の内容に適合しないものである場合とする。

(完納奨励金の交付に係る報告)

第29条 条例第59条の規定による報告は、完納奨励金を交付した日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該完納奨励金を交付した買受人の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該完納奨励金の額
- (4) 当該完納奨励金を交付した理由

(施設の使用指定等)

第30条 条例第61条第1項又は第2項の規定により施設の使用指定等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 当該施設の使用指定等を受けようとする市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第61条第5項の保証金の額は、同条第2項の規定による許可を受けた者が条例第67条各項の規定により納入する使用料の3倍に相当する額とする。

(施設の用途変更等)

第31条 使用者は、条例第62条ただし書の規定により市場施設の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該用途変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該用途変更後の用途、用途変更の時期及び用途変更の理由

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 使用者は、条例第62条ただし書の規定により市場施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に使用させようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該転貸又は使用（次号において「転貸等」という。）に係る相手方の氏名又は名称及び住所

(4) 当該転貸等をする市場施設の面積、転貸等の期間及び転貸等の理由

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(施設の原状変更)

第32条 使用者は、条例第63条ただし書の規定により市場施設に増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為（以下この条において「施設の原状変更」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該施設の原状変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 当該施設の原状変更を行おうとする場所、内容及び理由

(3) 当該施設の原状変更に関し工事を伴う場合は、当該工事の施行者の氏名又は名称及び住所

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第63条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、当該施設の原状変更を行った後直ちに市長に届け出て検査を受けた後でなければ、当該施設の原状変更を行った部分を使用することができない。

(身分を示す証明書)

第33条 条例第69条第3項の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

(様式)

第34条 第1号様式及び第2号様式に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行について必要な書類等の様式は、産業経済局長が定める。

(委任)

第35条 この規則の施行について必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

別表（第 22 条関係）

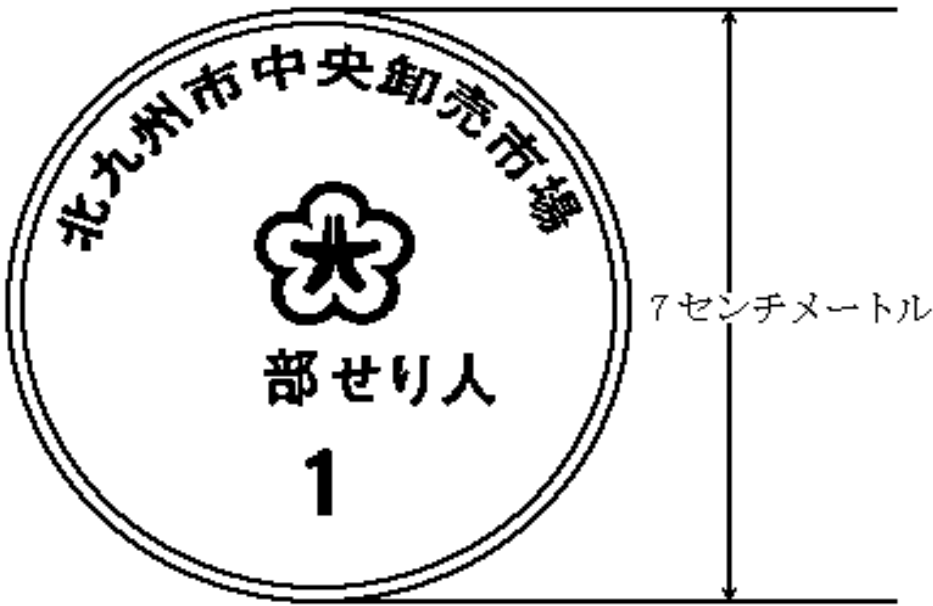
（１） 野菜

大根、かぶ、人参、ごぼう、れんこん、たけのこ、はくさい、かんらん、ほうれん草、きくな、白ねぎ、青ねぎ、ブロッコリー、さといも、やまのいも、かんしょ、ばれいしょ、たまねぎ、らっきょう、なす、とまと、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン、えんどう、えだまめ、レタス、しいたけ、うめ及びとうもろこし

（２） 果実

温州みかん、甘夏柑、夏柑、ネーブル、デコポン、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、びわ、おうとう、いちじく、いちご、西瓜、プリンスメロン、メロン、バナナ及びキウイフルーツ

第 1 号様式（第 6 条関係）



形状及び品質は、別に産業経済局長が定める。



(表面)

(裏面)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前2項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 5 2 号

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則（平成 2 5 年北九州市規則第 6 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北九州市公設地方卸売市場条例（令和 2 年北九州市条例第 2 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目）

第 2 条 条例第 4 条の規則で定める食料品は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

（卸売業者の許可の申請書の添付書類）

第 3 条 条例第 1 0 条第 2 項（条例第 1 7 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

（ 1 ） 定款

（ 2 ） 登記事項証明書

（ 3 ） 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書

（ 4 ） 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

（ 5 ） 直前事業年度の貸借対照表

（ 6 ） 直前事業年度の損益計算書

（ 7 ） 市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）の納税証明書

（ 8 ） 当該事業年度開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書

（ 9 ） 条例第 1 0 条第 3 項第 1 号、第 3 号、第 4 号又は第 6 号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（卸売業者の保証金の額）

第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項の保証金の額は、次の表のとおりとする。

| 年間卸売金額              | 保証金の額    |
|---------------------|----------|
| 5 0 億円未満            | 2 0 0 万円 |
| 5 0 億円以上 1 0 0 億円未満 | 5 0 0 万円 |

|                |         |
|----------------|---------|
| 100億円以上200億円未満 | 1,000万円 |
| 200億円以上        | 1,500万円 |

備考 この表において年間卸売金額とは、当該事業年度開始の日前1年間の卸売金額（卸売業者の許可を受けて1年を経過しない者にあつては、最初の事業年度開始の日以後1年間の卸売の予定金額）をいう。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第5条 条例第19条第1項に規定する事業報告書の作成及び提出は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に定めるところによる。

2 条例第19条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置き、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

3 条例第19条第2項に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第19条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

（1） 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

（2） 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

（3） 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（せり人の届出等）

第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

（1） 卸売業者の名称

（2） 当該せり人の氏名、生年月日及び住所

（3） 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しようとする日

（4） 当該せり人が条例第20条第3項の講習を受講した日

2 前項の届出書には、当該せり人の履歴書及び写真を添付しなければならない。

3 条例第20条第4項の規則で定める記章は、第1号様式のとおりとする。

4 条例第20条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

（1） 卸売業者の名称

（2） 当該せり人の氏名、生年月日及び住所

(3) 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなった日

(仲卸業者の許可の申請書の添付書類)

第7条 条例第21条第2項(条例第25条第4項及び第26条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる仲卸業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である者 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 当該事業年度開始の日以後2年間ににおける事業計画書
- カ 条例第21条第3項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後2年間ににおける事業計画書
- ケ 条例第21条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(仲卸業者の事業報告書の提出等)

第8条 条例第28条の事業報告書は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した書面により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名又は名称
- (2) 仲卸業務の概要に関する事項
- (3) 従業員の状況に関する事項

- (4) 資産及び負債に関する事項
- (5) 損益計算に関する事項
- (6) 利益金の処分又は欠損金の処理に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項  
(売買参加者の承認の申請書の添付書類)

第9条 条例第29条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる売買参加者の承認を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である者 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書
- カ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員の市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書
- ケ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(受託拒否の正当な理由)

第10条 条例第34条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

- (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売業者が卸売業務のために使用する市場施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 販売の委託の申込みが条例第38条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが条例第9条各号のいずれかに該当する者から行われたものである場合

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売に係る報告)

第11条 条例第35条第3項の規定による報告は、同条第1項の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告)

第12条 条例第36条の規定による報告は、同条の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方

(市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定の申請書の添付書類)

第13条 条例第37条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする施設の指定の必要性を記載した書面
- (2) 指定を受けようとする施設の位置を記入した図面

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第14条 条例第38条の規定による公表は、次に掲げる事項について、卸売

場又は卸売業者の事務所の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷者に交付する出荷奨励金、買受人に交付する完納奨励金その他の売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する販売代金以外の金銭（第19条第1項第3号において「奨励金等」という。）がある場合は、その内容、交付の基準及び交付額

（受領した生鮮食料品等に異状を認めたときの報告）

第15条 条例第39条第3項の規定による報告は、同条第1項又は第2項の検収を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該検収を行った生鮮食料品等が市場に到着した日時
- (3) 当該検収を行った生鮮食料品等の品目、産地及び数量並びに委託者及びその代理人の氏名又は名称及び住所
- (4) 異状の内容、程度及び原因並びに異状を認めた生鮮食料品等の数量（卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示）

第16条 条例第40条第1項の規定による措置は、卸売をした生鮮食料品等に売渡票を添付することにより行うものとする。

（仲卸業者が卸売業者以外の者から買い受けて販売したときの報告）

第17条 条例第41条第2項の規定による報告は、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名又は名称
- (2) 当該販売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量、出荷者及び販売金額並びに相手方

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第18条 条例第44条の規定による報告は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) その日の主要な品目（別表第2に規定する品目をいう。以下同じ。）の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて報告すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値（最も高い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）及び安値（中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）に区分して報告すること。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第19条 条例第45条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。



- (3) 前項第3号に掲げる事項にあっては、その月の末日までに公表すること。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第20条 第46条の規定による公表は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、条例第44条の規定による報告を受けた後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、条例第44条の規定による報告を受けた後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。

(委託手数料の設定及び変更に係る報告)

第21条 条例第48条の規定による報告は、委託手数料の設定又は変更をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該委託手数料の率

(3) 当該委託手数料の率を適用する取扱品目

(4) 当該委託手数料の率とする理由

(売買仕切金の前渡し等に係る報告)

第22条 条例第49条の規定による報告は、出荷者に対する売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差し入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け（第2号から第4号までにおいて「売買仕切金の前渡し等」という。）をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

(1) 卸売業者の名称

(2) 当該売買仕切金の前渡し等をした出荷者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該売買仕切金の前渡し等の額

(4) 当該売買仕切金の前渡し等をした理由

(卸売価格の変更)

第23条 条例第51条の規則で定める場合は、卸売をした生鮮食料品等が種類、品質又は数量に関して著しく契約の内容に適合しないものである場合とする。

(施設の使用指定等)

第24条 条例第53条第1項又は第2項の規定により施設の使用指定等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 当該施設の使用指定等を受けようとする市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第53条第5項の保証金の額は、同条第2項の規定による許可を受けた者が条例第59条各項の規定により納入する使用料の3倍に相当する額とする。

(施設の用途変更等)

第25条 使用者は、条例第54条ただし書の規定により市場施設の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該用途変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該用途変更後の用途、用途変更の時期及び用途変更の理由

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 使用者は、条例第54条ただし書の規定により市場施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に使用させようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該転貸又は使用(次号において「転貸等」という。)に係る相手方の氏名又は名称及び住所

(4) 当該転貸等をする市場施設の面積、転貸等の期間及び転貸等の理由

(施設の原状変更)

第26条 使用者は、条例第55条ただし書の規定により市場施設に増築、改

築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為（以下この条において「施設の原状変更」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該施設の原状変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

（１） 氏名又は名称及び住所

（２） 当該施設の原状変更を行おうとする場所、内容及び理由

（３） 当該施設の原状変更に関し工事を伴う場合は、当該工事の施行者の氏名又は名称及び住所

（４） 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

２ 第５５条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、当該施設の原状変更を行った後直ちに市長に届け出て検査を受けた後でなければ、当該施設の原状変更を行った部分を使用することができない。

（身分を示す証明書）

第２７条 条例第６１条第３項の身分を示す証明書は、第２号様式のとおりとする。

（様式）

第２８条 条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に産業経済局長が定める。

（委任）

第２９条 この規則の施行について必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この規則は、令和２年６月２１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

| 種類    | 品目                                   |
|-------|--------------------------------------|
| 穀物加工品 | 小麦加工品及び米加工品                          |
| 豆加工品  | みそ加工品、煮豆加工品、納豆及び豆腐                   |
| 麺類    | うどん、そば、中華そば、ビーフン、マカロニ及びスパゲッティ        |
| 即席食料品 | 茶漬けの素、混ぜ御飯の素、スープ及びだし汁類               |
| 冷凍食品  | ぎょうざ、しゅうまい及びグラタン                     |
| 付帯食品  | だいこんのケン、大葉、にんじんのケン、だいこんおろし、しょうゆ及びたれ類 |
| その他   | 水産物（生鮮水産物を除く。）を原料とした加工品、飲料水及び水産物缶詰類  |

備考 付帯食品とは、刺身及び焼物製品の付帯品をいう。

別表第 2（第 18 条関係）

（1） 鮮魚

まいわし、まあじ、まさば、天然ぶり及び養殖ぶり、ひらす、かんぱち、かつお、まぐろ、かれい、天然ひらめ及び養殖ひらめ、たちうお、天然まだい及び養殖まだい、あまだい、天然すずき及び養殖すずき、天然とらふぐ及び養殖とらふぐ、やりいか、たこ、くるまえび、うに、あわび、さざえ、殻付きかき並びにあさり

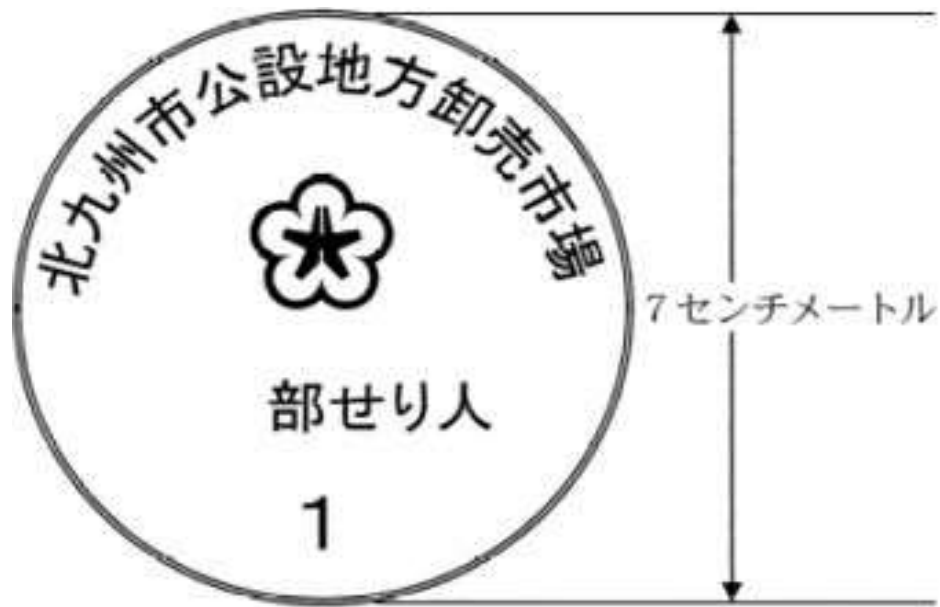
（2） 冷凍魚

さば、かれい、あかうお、ししゃも、たこ及びかに

（3） 塩干加工品

塩さば、塩べにぎけ、たらこ、塩かずのこ、いり子及びちりめん

第1号様式（第6条関係）



形状及び品質は、別に産業経済局長が定める。

第 2 号様式（第 2 7 条関係）

（表面）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 第 号<br/>身 分 証 明 書 </div> <p>所属<br/>職名<br/>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市公設地方卸売市場条例第 6 1 条第 1 項及び第 2 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北九州市長 印</p> | <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 20px;"> 写<br/><br/><br/><br/>真 </div> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

← 1 2 センチメートル →
↑ 8 センチメートル ↓

（裏面）

北九州市公設地方卸売市場条例（抜粋）

- 第 6 1 条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。
- 3 前 2 項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

北九州市告示第 2 8 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 1 4 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類  
下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分 曾根処理区の一部
- 3 縦覧場所  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課



北九州市告示第 282 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 6 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 |                                | 変更年月日          |
|---------------|----------------|--------------------------------|----------------|
| 薬局メディックス      | 旧              | 北九州市小倉北区香春口一丁目 13 番 1 号        | 令和 2 年 5 月 7 日 |
|               | 新              | 北九州市小倉北区香春口一丁目 13 番 1 号 202 号室 |                |

北九州市公告第 4 2 0 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量  
家庭ごみ収集用指定袋 1, 0 5 0 万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 2 年 6 月 9 日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社テライ  
大阪市東淀川区上新庄一丁目 2 番 7 号
- 5 落札金額  
4, 3 1 2 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 2 年 5 月 1 1 日
- 8 落札方式  
最低価格による。